

ベシアグループ共済組合

もしも、働けなくなったら？備えは大丈夫？
「働けなくなる」リスクに備えて安心を…

GLTD制度のご案内

Group Long Term Disability

〈団体長期障害所得補償保険〉

団体割引
25%

最長60才まで
長期補償

就 業 中 ・
プ ラ イ ベ ー ト
問 わ ず 補 償

自 宅 療 養 中
も 補 償

職 場 復 帰 後 も
条 件 を 満 た せ
ば 継 続 補 償

保 険 期 間

2025年8月1日午後4時～2026年8月1日午後4時まで

※保険期間満了日以降、自動継続となります。

※このパンフレットではインターネットの加入手続き画面も「加入申込票」と記載しています。
※インターネットでお手続きされる方は、「記入」を「入力」と読み替えてご確認ください。

ベシアグループ共済組合

万が一 病気やケガで長期間働けなくなった場合、
収入がゼロになるリスクがあります！

思いがけない突然の...

働けなくなっても続く出費...

ケガ

病気

生活費

ローン (住宅・車など)

教育費

医療費 など

収入

支出

病気・ケガで収入が減少

医療費

生活費

住宅ローン

教育費

収入が減少した後も日々の生活の出費は続きます

この部分の備えは万全ですか？

会社の給料等はいつまでもらえるの？
在籍中は休業していても、有給休暇のほかに、傷病手当金等（休職期間）により、一定期間何かしらの所得がありますが、傷病の状態によっては退職後、**所得が途絶えてしまいます。**

公的給付で十分なの？
障害の程度により障害年金が給付されることもありますが、給付されても**所得が減少します。**

生命保険だけでは不十分なの？
一般的な生命保険は、入院時の医療費や死亡時に備える保険です。働けなくなった場合の**所得減少には対応していません。**

障害が残ったら家族はどうなるの？
病気やケガにより障害が残ってしまった場合、家族による看護が必要となり家族の仕事が制限される可能性があります。

GLTDでは、社会保障制度からの給付では不足する、**就業障害に伴う所得減少をサポート**します。

GLTD 制度はベイシアグループ 共済組合の福利厚生制度です。

重要

正社員の皆さんについては、ベイシアグループ共済組合が保険料を負担する『GLTD制度』が別途ございます。

※印を付した用語については、11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。

POINT 1

団体割引25%！

ベイシアグループのスケールメリットを活かした団体割引25%が適用されます。
正社員以外の方も加入対象となります！
(※)ご加入できる方の範囲の詳細は、3ページをご参照ください。

POINT 2

最長60才までの長期補償！

公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害※も補償します。

POINT 3

いつでも・どこでも補償！

病気やケガの発生原因が、就業中だけでなくプライベートでも、**24時間・国内外を問わず**天災（地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波）も含め補償します。
さらに、妊娠（妊娠・出産・早産・流産）に伴う身体障害（女性のみ）や、「うつ病」などの精神障害による就業障害（注1）も、補償します。
(注1)精神障害の補償は24か月が限度となります

POINT 4

職場復帰後も継続補償！

職場復帰後も就業障害※が残り、**所得喪失率※が20%を超える場合**、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。

POINT 5

自宅療養中も補償！

病気やケガにより就業障害※となることが保険金お支払いの要件です。
入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金のお支払対象となります。

「働けなくなるリスク」とは？

1分
分かる



- 携帯・スマートフォンで読み取ってください。
- 1分程度の動画が流れます。



募集要領

■ ご加入いただける方

下記をすべて充足する方
 ・ベシアグループ各企業に勤務するベシアグループ
 共済組合の組合員の方（一般組合員 および 賛助組合員）
 ・2025年8月1日時点で満15才以上満59才以下の方
 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

※賛助組合員とは、正社員以外のベシア健康保険組合被保険者の方です。
 ※嘱託社員の皆さん（60才以上）、
 ベシアグループの社会保険の被保険者ではないパート（ショート）、
 アルバイトの方は加入できません。

■ 申込方法

インターネットでの加入お手続きをお願いします

■ 保険期間

2025年8月1日～2026年8月1日
 午後4時より 午後4時まで

※保険期間満了日以降、自動継続となります。

■ 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

■ 申込締切日

2025年7月11日（金）
 ※申込締切日を過ぎた場合は、中途加入となります。

■ 保険料払込方法

2025年10月より給与引去り開始

中途加入について

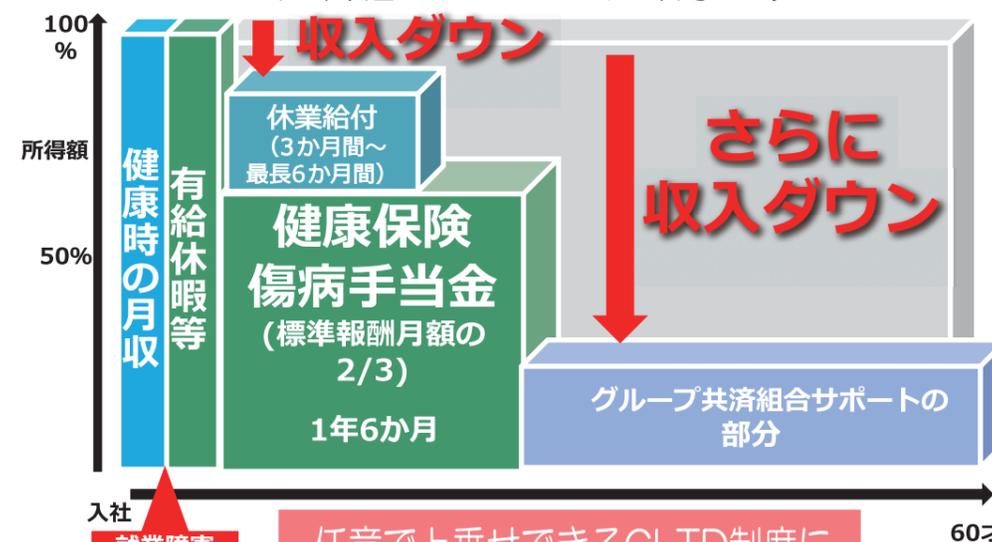
上記申込締切日を過ぎた場合でも保険期間の途中で加入することができます。
 中途加入をご希望される場合は「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、所属会社の各代理店・扱者までご提出ください。
 毎月15日までの受付分の加入日は受付日の翌月1日となります。
 保険終了日は2026年8月1日午後4時です。
 保険料は中途加入日の属する月の翌々月より給与引去り開始となります。

正社員の方は P4 をご覧ください

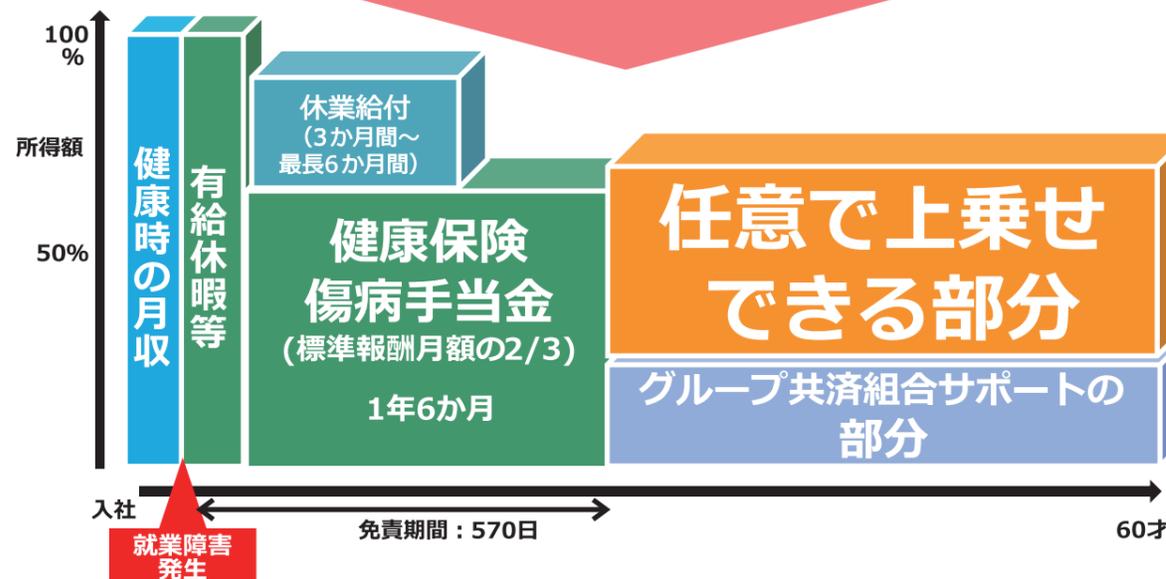
正社員以外の方は P5 をご覧ください

補償イメージ ～正社員の場合～

■ ベシアグループ共済組合のサポート部分のみだと・・・



任意で上乗せできるGLTD制度に加入するようになります



※上の図は障害年金が支払われない場合のイメージです。
 ※グループ共済組合の補償部分は、勤続年数に応じて、以下のとおりとなります。

標準報酬月額	勤続年数10年未満	15%
万円 ×	勤続年数10年以上20年未満	20%
	勤続年数20年以上30年未満	25%
	勤続年数30年以上	30%

※2025年4月1日時点の勤続年数です。

補償イメージ ～正社員以外の場合～

■ GLTDに加入していないと・・・



任意加入型GLTD制度に加入するとこうなります



※上の図は障害年金が支払われない場合のイメージです。

!
注意
正社員以外の方は共済組合からのサポートがないため、障害年金が支払われない場合、傷病手当金支給終了後は収入がゼロとなります。GLTDへの加入をご検討ください。

GLTD制度の加入限度額と保険料

○加入限度額

- ◆ 前年年収（額面、ボーナス含む）の1/12に対し、70%の範囲で加入できます（1万円単位）。
- ◆ 正社員の方は、ベシアグループ共済組合が保険料負担する制度もあります。その分を差し引いた額が、任意加入できる上限となります。

※共済組合が保険料負担する制度保険金額は、健康保険などで用いられる「標準報酬月額」が算出の基礎となっており、ボーナスは含まれません。勤続年数については、毎年4月1日時点でのグループ在籍年数で決定します。（今年度は2025年4月1日時点）

加入限度額計算式

月給

額面平均月収

万円 ×

グループ共済組合負担分を差し引いた上限割合

正社員	勤続10年未満	55%
	勤続10年以上20年未満	50%
	勤続20年以上30年未満	45%
専任・契約社員 パート(ロング)	勤続30年以上	40%
		70%

① 万円

ボーナス

額面年間ボーナス

万円 ÷ 12か月 × 70% = 万円

① + ② 万円

の数字が加入限度口数になります。

○保険金額1万円（月額）あたりの月払保険料

上記で計算した加入限度額（最大25万円）以下で、1万円を1口として、5口以上25口までの範囲で加入口数を決めてください。加入口数×1万円が保険金額（支払基礎所得額*）となります。

一口あたりの月払保険料	性別 加入年齢	男性	女性
		60才満了プラン (A)	60才満了プラン (C)
	15～24才	50円	34円
	25～29才	53円	44円
	30～34才	61円	60円
	35～39才	76円	86円
	40～44才	104円	127円
	45～49才	136円	163円
	50～54才	150円	168円
	55～59才	161円	162円

保険金額は、実収入（平均月間所得額）の70%が限度です。「加入限度額」を十分確認し加入してください。一方、加入口数が実収入（平均月間所得額）の70%を下回っている場合は、次年度以降に、口数追加ができます。ただし追加時点で「健康状況告知書質問事項」の回答が必要となるため、健康なうちに、加入可能口数の上限で、加入しておくことを強くお勧めします。

- 上記は2025年8月1日（保険始期日）時点の満年齢の保険料です。
- 保険金額（支払基礎所得額*）月額1万円（1口あたり） ● 免責期間* 570日
- 保険金支払対象期間（てん補期間*）60才に達する誕生日の前日まで（ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とします。）
- 全てのセットに天災危険補償特約および精神障害補償特約が、Cセットに妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされています。
- 妊娠に伴う身体障害補償特約の詳細は9～10ページをご確認ください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増率が適用されます。

<加入例> 44才正社員男性、勤続22年（2025年4月1日時点）、前年年収600万円（給与480万円、ボーナス120万円）、住宅ローンと生活費支出が合計で毎月25万円、60才満了プラン（A）にご加入の場合
 加入限度額＝給与480万円÷12×45%＋ボーナス120万円÷12×70%＝25万円
 住宅ローンや日々の生活費を勘案して、上限額の保険金額25万円（加入口数25口）で加入月払保険料は2,600円（＝104円×25口）

お支払いする保険金

就業障害*発生直前の所得額に対する、保険金支払対象期間（てん補期間*）の所得額の減少した割合を、保険金額（支払基礎所得額*）に乗じた額によりお支払いします。

保険金算出の計算式

てん補期間（60才に達する誕生日の前日まで*）中の就業障害である期間1か月につき、以下の式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{保険金額} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}} \right) \times 100\%$$



*ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とします。
なお、精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

保険金のお支払例①：60才まで就業障害が続いたケース

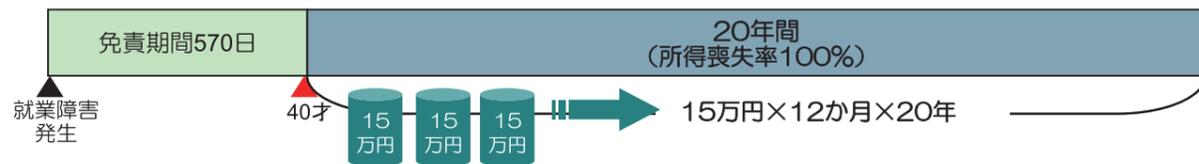
40才になる570日前に交通事故に遭い、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた。

- 被保険者（補償の対象者）：40才女性（60才満了プランに加入）
- 保険金額（支払基礎所得額）：15万円（15口）に加入
- 就業障害発生直前の各月における所得の額：30万円

<就業障害に対する保険金>

$$15\text{万円} \times \left(1 - \frac{0\text{円}}{30\text{万円}} \right) \times 100\% \times 12\text{か月} \times 20\text{年間} = 3,600\text{万円}$$

合計お支払保険金 **3,600万円**



保険金のお支払例②：一部職場復帰したケース

免責期間終了後も3年間全く働かず、その後1年間一部復職したが、所得は50%減少。それ以降は正常勤務となる。

- 被保険者（補償の対象者）：44才男性（60才満了プランに加入）
- 保険金額（支払基礎所得額）：22万円（22口）に加入
- 就業障害発生直前の各月における所得の額：50万円

<3年間の就業障害に対する保険金>

$$22\text{万円} \times \left(1 - \frac{0\text{円}}{50\text{万円}} \right) \times 100\% \times 36\text{か月} (3\text{年}) = 792\text{万円}$$

<1年間の一部復職に対する保険金>

$$22\text{万円} \times \left(1 - \frac{25\text{万円}}{50\text{万円}} \right) \times 100\% \times 12\text{か月} (1\text{年}) = 132\text{万円}$$

合計お支払保険金 **924万円**



*印の用語については11ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。

ご加入にあたってのご注意

保険契約者	この保険はベシアグループ共済組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
お申込人となる方・被保険者（補償の対象者）となる方の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込人となる方はベシアグループ各企業に勤務するベシアグループ共済組合の組合員ご本人に限ります。 ●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、ベシアグループ各企業に勤務するベシアグループ共済組合の組合員の方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、保険期間の開始時点で満15才以上満59才以下かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
継続加入について	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
経営破綻した場合等の保険契約者の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。 ●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
柔道整復師の治療に関する注意事項	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。 ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご相談
無料

「生活サポートサービス」が利用できます！

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体長期障害所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療（※）

- 健康・医療相談（医師相談は一部予約制）
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス（各種人間ドック機関紹介等）
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談（医師相談は一部予約制）

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談（法律相談）
- 暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

認知症・行方不明時の対応相談 年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- 子育て相談（12才以下）
- 暮らしの情報提供（冠婚葬祭、ボランティア情報）
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルス相談：平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルス相談以外：年中無休24時間対応。
○サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※印を付した用語については、11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容
<p>＜ご注意＞</p> <p>被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。</p> <p>補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。</p> <p>補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。</p> <p>（*）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。</p>

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	<p>てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> <p>[支払基礎所得額※]×[所得喪失率※]×[約定給付率※(100%)]</p> <p>（注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※（25万円）を限度とします。</p> <p>（注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>（注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>（注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>（注5）同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p>	<p>（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>（2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害</p> <p>③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害（*1）</p> <p>⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害（*2）</p> <p>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害（*3）</p> <p>⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害（*4）</p> <p>⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害（*5）</p> <p>⑫発熱等の他覚的所見のない感染による就業障害（*6）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
		（次ページにつづく）	（次ページにつづく）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	<p>（前ページからのつづき）</p> <p>（注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*） • 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>（前ページからのつづき）</p> <p>（3）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気（*7）等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（*1）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（*2）「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（*3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>（*4）「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（*8）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>（*5）「妊娠に伴う身体障害補償特約」（*9）がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。（Cプランのみ）</p> <p>（*6）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>（*7）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>（*8）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>（*9）女性の被保険者にのみセット可能です。</p>
		<p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	（次ページにつづく）

※印の用語のご説明

- 「回復所得額」とは免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「最高保険金支払月額」とは1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}}{\text{1}}$ によって算出した額となります。
- 「所得」とは業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「就業障害」とは被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「身体障害」とは傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「他の保険契約等」とはこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「てん補期間」とは引受保険会社がお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 「免責期間」とは保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
- 「平均月間所得額」とは被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{（年間収入額（*1））} - \text{（働けなくなったことにより支出を免れる金額（*2））}}{12 \text{（か月）}}$$

- （*1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- （*2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 「約定給付率」とは保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③「上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

（次ページにつづく）

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

（前ページからのつづき）

<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

- （*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- （*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写） 等）
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・休業・所得証明書
 - ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<税法上の取扱い>（2025年3月現在）

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。＞

（*）支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、約定給付率の拡大等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日（*1）からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき（*2）は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 （*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- ・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群（*）については、保険金をお支払いしません。
- （*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
- ・ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
- ・なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

＜告知の結果、お引受けできる場合＞
 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

親介護一時金 以外用		※健康状況告知書質問事項回答欄 (注1)	
質問1	質問2	特定疾病対象外欄	
L53 はい 3	L54 はい 3	L45 疾病コード	S62 疾病・症状名
いいえ 4	いいえ 4	三住 太郎 R0	三住 太郎 三住 太郎
<small>「はい」の場合、お引受けできません。詳細は次頁の健康状況告知書質問事項をご参照ください。</small>			
※告知者ご署名欄			
<small>三井住友海上火災保険株式会社 宛 次頁(右)【※訂正】以外用)の健康状況告知書質問事項に対する上記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金のお支払いを受けられないことがあることに同意します。また個人情報取り扱いに同意します。 「健康状況告知書ご記入のご案内」を受け取り、内容を了解しました。 (必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年令が満15才未満の場合は、親権者のうちいずれかの方がご署名ください。)</small>			
LW0 告知日	00年 00月 00日	三住 太郎	

＜告知の結果、お引受けできない場合＞
 ご加入をご継続いただくことができません。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、本パンフレット（9～11ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額

本パンフレット（9～11ページ）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレット（9～11ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット（9～11ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレット（6ページ）の保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

- 所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
 - 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%*
 - 国民健康保険の加入者（自営業の方など）：70%
- (*）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、本パンフレット（6ページ）および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット（3ページ）をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）（2）その他の注意事項

この保険はベシアグループ共済組合が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目については、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合にはご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票も記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 他の保険契約等（*）に関する情報
- （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ② 被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」
- ③ 被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- 被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- 健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(*1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(*2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。（*）保険契約その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ
補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 ----- 所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット（3ページ）記載の方法によりお払込みください。本パンフレット（3ページ）記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット（9～11ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット（3ページ）記載の方法によりお払込みください。本パンフレット（3ページ）記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

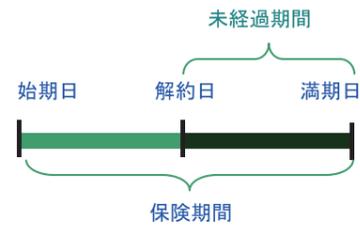
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレット（8ページ）をご参照ください。

9. 個人情報取扱いについて

本パンフレット（12ページ）をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(*)保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

株式会社ベシアグループ保険サービス ベイシア支店
〒379-2147 群馬県前橋市亀里町900
TEL 027-210-0555

株式会社ベシアグループ保険サービス カインズ支店
〒367-0030 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
TEL 0495-88-7888

株式会社ワークマン
〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町1732
TEL 0270-32-6218（保険G）

株式会社オートアールズ
〒379-2143 群馬県前橋市新堀町885
TEL 027-210-0778

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」
0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>
こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ご利用】（全国共通・通話料有料）0570-022-808
・受付時間：[平日 9:15~17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
・携帯電話からも利用できます。
IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。
*ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- ・支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の70%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出または入力が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

お申込み・お問い合わせ先一覧

代理店・扱者

株式会社ベイシアグループ保険サービス ベイシア支店

〒379-2187 群馬県前橋市亀里町900
TEL 027-210-0555

株式会社ベイシアグループ保険サービス カインズ支店

〒367-0030 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
TEL 0495-88-7888

株式会社ワークマン

〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町1732
TEL 0270-32-6218

株式会社オートアールズ

〒379-2143 群馬県前橋市新堀町885
TEL 027-210-0778

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒379-2147 群馬県前橋市亀里町900
TEL 027-265-5333